

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員の身分等の取
扱いに関する協議書

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会（以下「協議会」という。）
の委員のうち、地方公共団体の長その他の常勤職員以外の委員（以下「当該
委員」という。）の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

（身分等）

第1条 当該委員は、協議会の委員の委嘱をもって、当該委員を選任した市
町長が属する市町の非常勤の職員に任命されたものとみなす。ただし、協
議会規約第7条第1項第4号の規定により選任した当該委員は、協議会の
会長が属する市町の非常勤の職員に任命されたものとみなす。

（公務災害補償制度の適用）

第2条 当該委員の公務災害及び通勤災害については、当該委員を選任した
市町の公務災害補償を適用し、かつ、当該市町において対応（公務災害の
発生に伴い必要となる認定委員会、災害補償その他公務災害に関する費用
負担を含む。）するものとする。

（報酬及び費用弁償）

第3条 当該委員に協議会の関係規程に定める報酬及び費用弁償の支給があ
ったときは、これらを当該委員が非常勤職員の身分を有する市町において
定めた当該非常勤職員に支給すべき報酬及び費用弁償とみなす。

この協議の成立を証するため、本書4通を作成し、関係市町の長が記名押
印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 2 1 年 9 月 4 日

栃木県栃木市入舟町 7 番 2 6 号

栃木市

市 長 日 向 野 義 幸

栃木県下都賀郡大平町大字富田 5 5 8 番地

大平町

町 長 鈴 木 俊 美

栃木県下都賀郡藤岡町大字藤岡 1 0 2 2 番地 5

藤岡町

町 長 永 島 源 作

栃木県下都賀郡都賀町大字家中 5 9 8 2 番地 1

都賀町

町 長 青 木 富 士 夫